

# 広島大学教職員組合

今まで通り、客員教員に…

広島大学をご退職され非常勤で  
ご尽力くださる教員のみなさまへ

第一一八回 団体交渉 (2018/10/22) で大学は次のような  
最終案を出しました。組合との交渉は決裂でしたが従来通り  
「客員教員」として契約していただけです。



- その1、原則として客員教員として雇用されます。
- その2、希望者のみ special professor での雇用になります。
- その3、選択は本人の希望が優先され、強制はありません。

## 【制度の概要】 職名の新設

職名	原則	【新設】希望される場合	
	客員教授 客員准教授 客員講師	Special Professor	Splendid Professor
対象者	大学院又は学部等において専攻分野についての教授等の業務に従事する者(右記を除く)	本学を定年退職した者(定年以外の退職をした教授を含む。)で、大学院又は学部等において専攻分野についての教授等の業務に従事するもののうち本学が特に認めるもの	官公庁(独立行政法人を含む。)又は民間企業に籍を置く者で、オムニバス形式で大学院又は学部等において専攻分野の教授等の業務を分担するもののうち本学が特に認めるもの
給与 (時間給額 1時限=45分)	5,010円	2,500円	
導入時期	既設	2019年4月1日	
雇用上限年齢	満70歳 (ただし、大学が必要と認めたときは、この限りではない。)		
その他	部屋の使用	— Special Professor室【教育学研究科K棟312-2号室】 (名誉教授室【教育学研究科B棟817号室】も使用可能)。	
	職員証の発行	— 発行する。 ※身分証明、図書館の利用、建物への入退室管理、広大生協の電子マネー機能に活用可能 (常勤職員や契約職員と同様の、発行手続きとなります。)	